

登別市本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務 仕様書

1. 業務名

登別市本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務

2. 業務目的

登別市役所新庁舎の供用開始に伴い、来庁者に対して行政情報、庁舎案内、イベント情報、防災情報その他発注者が必要と認める情報を分かりやすく発信するとともに、民間広告を活用した広告付デジタルサイネージを導入することにより、来庁者の利便性向上、市民サービスの充実及び市有財産の有効活用を図ることを目的とする。

3. 契約等の構成

本事業は、広告付デジタルサイネージの設置、運用、広告放映、広告料の納付その他本仕様書に定める業務に関する契約と、当該機器等の設置場所に係る行政財産の貸付に関する契約により実施するものとする。

行政財産の貸付に関する契約については、本仕様書に基づく契約とは別に、発注者と受注者との間で締結するものとし、貸付場所、貸付面積、貸付期間、貸付料、使用条件その他必要な事項は、登別市公有財産規則(昭和57年登別市規則第18号)その他関係法令等に基づき、行政財産貸付契約において定めるものとする。

4. 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 広告付デジタルサイネージ

民間広告を表示するとともに、発注者が指定する行政情報、庁舎案内、災害情報その他必要な情報を表示するデジタルサイネージをいう。

(2) 市独自サイネージ

民間広告を表示せず、発注者が行政情報、庁舎案内、会議案内、災害情報その他市独自コンテンツを表示するために、別途設置又は運用するデジタルサイネージをいう。

5. 履行期間

契約締結日から令和14年5月31日まで

(1) 機器調達及び設置準備期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

(2) 設置工事・設定作業期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

※上記期間は、発注者の事情等により別途日程調整の可能性がある。

(3) 供用開始日

令和9年5月10日

※庁舎の工事の進捗等により変更される場合がある。

(4) 運用保守期間

供用開始日から令和14年5月31日まで

(5) 期間の延長又は更新

運用保守期間満了後も、本事業を継続する必要があると発注者が認める場合であって、発注者と受注者が合意したときは、関係法令、条例、規則等に基づき、本仕様書に基づく契約の期間を延長し、又は新たな契約を締結することができる。

この場合において、行政財産貸付契約についても、登別市公有財産規則その他関係法令等に基づき、発注者と受注者が協議の上、契約期間の延長又は新たな契約の締結について定めるものとする。

6. 履行場所

登別市役所 新庁舎1階及び2階（北海道登別市千歳町3丁目1番地5）

詳細な設置場所は、別紙図面及び希望設置箇所を参考に、発注者と受注者が協議の上決定する。

7. 設置台数及び設置形態

広告付デジタルサイネージの設置場所、設置台数、設置形態、画面数及び画面構成は、発注者が示す希望設置箇所を踏まえ、受注者が提示した内容に基づき、発注者と受注者が協議の上決定する。

受注者は、発注者が希望する設置箇所について、広告媒体としての効果、来庁者動線、視認性、安全性、保守性、電源及び通信環境、庁舎景観等を確認し、広告付デジタルサイネージの設置が可能かどうかを検討することとする。

受注者は、発注者が希望する設置箇所のうち、広告媒体としての効果が見込めない、設置又は維持管理が困難である、安全性又は庁舎管理上の課題がある等の理由により、広告付デジタルサイネージの設置が適当でないと判断する箇所がある場合は、その理由を示した上で、代替設置場所、追加設置場所又はその他の情報発信方法を発注者に提示することができる。

受注者は、広告媒体としての効果が高いと見込まれる場所について、受注者提案設置箇所として発注者に提示することができる。この場合、受注者は、当該箇所に設置する理由、設置台数、画面サイズ、設置形態、想定表示内容、電源及び通信環境、来庁者動線への影響、安全対策、庁舎景観への配慮等を併せて示すものとする。

なお、行政情報の表示を主とする機器と、広告の表示を主とする機器を分離して設置することを妨げないものとする。

8. 行政財産の貸付

広告付デジタルサイネージの設置に当たっては、登別市公有財産規則その他関係法令等に基づき、行政財産の貸付に係る手続を行い、発注者と受注者との間で行政財産貸付契約を締結するものとする。

行政財産貸付契約における貸付場所、貸付面積、貸付期間、使用条件、原状回復、契約

解除その他必要な事項については、地方自治法、登別市公有財産規則その他関係法令等に基づき、行政財産貸付契約において定めるものとする。

貸付料については、本事業が来庁者の利便性向上、市民サービスの充実及び市有財産の有効活用に資するものであることを踏まえ、徴収しない。

広告付デジタルサイネージの稼働に係る電気料については、設置する機器の規格、定格消費電力、台数、稼働時間、設置場所の電源状況その他必要な事項を踏まえ、発注者と受注者が個別に協議の上、その取扱いを定めるものとする。

9. 業務内容

- (1) 広告付デジタルサイネージ機器、表示装置、制御機器、通信機器、固定具、その他必要機器の調達、搬入、設置及び設定
- (2) 管理システム、配信システムその他必要なシステムの構築、設定、運用及び保守
- (3) 広告付デジタルサイネージにおける行政情報、庁舎案内、災害情報等を表示するための環境整備
- (4) 広告主の募集、広告枠の販売、広告制作、広告素材の調整、広告放映及び広告主との連絡調整
- (5) 広告内容の事前確認及び発注者への確認依頼
- (6) 広告料の徴収及び発注者へ納付する広告料等の支払い
- (7) 機器及びシステムの維持管理、点検、清掃、修繕、障害対応及び運用保守
- (8) 職員向け操作研修及び操作マニュアルの作成
- (9) 事業終了時又は契約解除時の機器撤去及び原状回復
- (10) その他本事業の目的達成に必要な業務

10. 稼働時間

広告付デジタルサイネージの稼働時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。

ただし、発注者の業務、庁舎の開放時間、会議、イベント、災害対応その他必要がある場合は、発注者と受注者が協議の上、稼働時間を変更することができる。

また、起動、終了、通信確認、コンテンツ切替等に必要時間として、稼働時間の前後に10分から15分程度の余裕を設けること。

11. システム及び機器の仕様

(1) 管理システム

- ① 管理システムで作成・登録した情報が設定した日時に反映・配信される仕組みであること。
- ② ID、パスワードを使用してログインできること。
- ③ Webブラウザ上で操作可能なシステムとし、特殊なソフト等のインストールは不要であること。
- ④ 管理システム内で放映順やスケジュール等を登録できること。
- ⑤ 情報の更新にあたっては、発注者にて操作可能なこと。

- ⑥ 動画及び静止画等が登録できること。
- ⑦ 静止画はコンテンツごとに指定した表示時間でローテーション放映が可能なこと。
- ⑧ オンラインによる更新、配信ができること。
- ⑨ 緊急時は発注者にて災害情報のテンプレートに切り替えることができること。

(2)機器仕様

- ① 床置き(可動式)、壁付式、天吊式又はこれらに準じる安全な方法とする。
- ② 床置きの場合は、キャスター及びストッパーを有し、安全に固定できること。
- ③ 表示画面サイズは、1面あたり55インチ(1200mm×675mm)以上とすること。
- ④ 表示画面のアスペクト比は、16:9であること。
- ⑤ 表示画面の解像度は、1920×1080以上であること。
- ⑥ 表示画面のコントラスト比は、4000:1程度以上であること。
ただし、庁舎内での視認性に支障がないと発注者が認める場合は、この限りでない。
- ⑦ スピーカー機能を有すること。
ただし、音量及び音声使用の可否は、発注者と協議の上決定すること。
- ⑧ インターフェースとして、HDMI端子を2つ以上有すること。
- ⑨ リモコン又はこれに代わる操作手段を備えること。
- ⑩ 上記機器のほか必要とする機器等がある場合は、受注者にて提案すること。

12. 設置及び設定作業

- (1) 作業開始前に必要な設備に関する事前打ち合わせを行うこと。
- (2) 契約締結後、設置作業に関する業務内容、責任者名及び担当者名、工程表(スケジュール)を明記した業務計画書(任意様式)を作成し提出すること。
- (3) 機器設置にあたっては、発注者の立会いのもと実施することとし、必要な動作確認を行うこと。
- (4) 機器の設置完了から供用開始までの期間を試運転期間とし、機器に軽微な不具合が生じた際には、受注者の責任において対応すること。
- (5) 供用開始にあたっては、前日までに発注者の立会いのもと、動作・運用確認を実施すること。
- (6) 機器等の設置場所は発注者と協議により決定すること。
- (7) 機器等の脱落及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせることのないよう安全対策や耐震対策、盗難対策等を十分に施すこと。なお、万が一事故等が発生した場合は、受注者の責任において対応すること。
- (8) 設置及び設定作業にあたっては、発注者と協議の上、その指示に従うこと。また、維持管理・保守においても同様とする。
- (9) 搬入・設置作業等にあたっては、既存の建物・設備等に損傷を与えないよう養生等の必要な処置を行うこととし、万が一、損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状回復すること。また、設置の際に発生した梱包材等のゴミに関しては、受注者が

処分を行うこと。

- (10) 運用期間満了時、契約解除時又は発注者が必要と認める場合は、設備の撤去を行い原状回復すること。ただし、発注者が撤去の必要がないと認めた場合にはこの限りでない。事前に発注者と協議の上、その指示に従うこと。

13. 維持管理及び運用保守

- (1) 受注者は、システムの維持管理・運用保守及び更新のために必要な作業について、日常的な運用の範囲と認められるものはすべて行うこと。
- (2) 受注者は、システムの円滑な運用のため、定期的な点検、清掃等を行うこと。
- (3) 受注者は、システムに故障や不具合が生じた場合、速やかに点検等の対応が可能な体制を整備すること。また、点検の結果、修理等が必要になった場合は、発注者の責に帰すべきものを除き、受注者の責任と負担により行うこと。ただし、天災等の不可抗力による場合は、発注者と受注者が協議の上、措置を講じるものとする。
- (4) 受注者は、システム稼働時間中の発注者からの問い合わせに速やかに対応できる体制を整備すること。

14. 操作研修・マニュアル

- (1) 受注者は、システムを使用する職員に対し、供用開始前に、実機又は同等のデモ機等を用いた操作研修を実施すること。
- (2) 研修の実施日時、場所等については、発注者と協議の上決定すること。
- (3) 受注者は、システムの操作マニュアルを作成し、発注者に提出すること。
- (4) 操作マニュアルは、職員が容易に理解できる内容とし、必要に応じて運用開始後も更新すること。

15. 広告料等及び費用負担

- (1) 広告料は、受注者が提案する広告料とする。
- (2) 受注者は、提案した広告料を、発注者が指定する期日までに発注者へ納付すること。
- (3) システムの設置及び管理運営に係るすべての費用については、広告収入等で賄うこととし、発注者の費用負担はないものとする。
- (4) 広告付デジタルサイネージの稼働に係る電気料については、「8. 行政財産の貸付」に定めるとおりとする。
- (5) 受注者は設置した機器等に起因する落下、転倒事故等により、身体や財産に損害を及ぼした場合には受注者の責任において補償すること。そのため、損害賠償責任保険に加入する等の対応をとること。

16. 広告・行政情報の掲載・放映

- (1) 受注者は、放映する広告の募集及び映像作成、広告主との調整等、民間企業の広告に係る一切の業務を行うこと。
- (2) 広告の掲載及び放映の可否については、本市の広告掲載に関する要綱、基準その他

発注者が定める広告掲載に関する規程等に基づき審査するものとする。

- (3) 発注者が広告内容を不適当と判断した場合は、受注者は、当該広告を掲載又は放映してはならない。また、発注者が必要と認める場合は、受注者に対し、広告内容の修正、差替え、放映停止その他必要な措置を求めることができる。
- (4) 受注者は、放映する広告、広告主から提供を受けた素材及び受注者が制作、調達又は編集するコンテンツについて、著作権、商標権、肖像権等、第三者の権利を侵害していないことを保証すること。
- (5) 前号に掲げる広告、素材又はコンテンツに関し、第三者から権利侵害、損害賠償請求、使用差止請求、苦情その他の申立てがあった場合は、受注者の責任と負担において解決するものとし、発注者に損害又は負担を生じさせないこと。
- (6) 発注者が提供する行政情報、画像、動画、資料その他の素材に関する権利処理は、原則として発注者が行うものとする。ただし、受注者は、発注者が提供する素材について第三者の権利を侵害するおそれがあることを知った場合は、速やかに発注者へ報告し、発注者と協議するものとする。
- (7) 広告内容に関する苦情その他問題が発生したときは、受注者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めること。
- (8) 災害時等の緊急時には関連情報に切り替えることができること。
- (9) 放映時間は、原則として本仕様書に定める稼働時間に合わせることを。

17. 市独自サイネージの取扱い

本事業により受注者が設置及び運営する広告付デジタルサイネージのほか、民間広告を表示せず、発注者が独自に行政情報、庁舎案内、会議案内、災害情報その他市独自コンテンツを表示するための市独自サイネージを設置又は運営する場合がある。

市独自サイネージは、発注者が別途整備し、原則として発注者が運営するものとし、本事業における広告付デジタルサイネージの設置、広告募集、広告放映及び広告料徴収の対象には含めない。

市独自サイネージの設置、機器調達、広告を伴わない通常運用並びに整備、運用及び管理に要する費用は、原則として本事業における受注者の負担には含めない。

ただし、受注者は、市独自サイネージについて、次に掲げる事項を発注者に提示することができる。

- (1) 広告付デジタルサイネージと市独自サイネージを一体的又は効率的に管理する方法
- (2) 市独自サイネージに表示する行政情報、庁舎案内、会議案内、災害情報等の登録、更新、配信を支援する方法
- (3) 広告付デジタルサイネージと市独自サイネージで共通利用できる管理システム、テンプレート、配信機能等
- (4) 発注者の操作負担を軽減するための運用支援
- (5) 災害時又は緊急時に、広告付デジタルサイネージ及び市独自サイネージへ同一又は関連する緊急情報を表示する方法
- (6) 将来的な機器追加、レイアウト変更、表示内容変更への対応方法

(7) その他、市独自サイネージの効果的かつ効率的な運用に資する事項

発注者が、受注者から提示された市独自サイネージの管理又は運用支援に関する内容を採用する場合は、対象機器、業務範囲、費用負担、責任分担、管理権限、セキュリティ、障害対応その他必要な事項について、発注者と受注者が協議の上、契約書、覚書その他必要な書面により定めるものとする。

なお、市独自サイネージには、原則として民間広告を表示しないものとする。ただし、発注者が別に認めた場合はこの限りでない。

18. その他

- (1) 業務の進捗状況については、発注者に適宜報告すること。
- (2) 各作業の実施日時については、発注者と受注者が事前に協議の上決定すること。
- (3) 業務を遂行するにあたっての疑義事項等がある場合については、その都度、発注者と協議するものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても必要と考えられる事項については、発注者に提示し、協議を行うものとする。